

令和8年度

いじめ防止基本方針

— いじめの根絶を目指して —

龍ヶ崎市立久保台小学校

龍ヶ崎市立久保台小学校 いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）4月1日

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員が共有する、いじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつ

⑤ 学校行事・体験活動の充実

豊かな体験を通して、よりよい人間関係を築く。

⑥ 発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導への取り組み

児童への挨拶、声かけ、励まし、称賛、対話、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教室、情報モラル教育、非防止教室。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

① 児童と過ごす時間の確保

教師は、児童に寄り添い、話をよく聴き、少しの変化も見逃さないように努める。そのために、一層の業務の効率化を進め、児童とともに過ごす時間の確保に努める。

② 学校生活アンケートおよび教育相談の実施

学校生活アンケート（市教委作成）と定期アンケートを活用し、実態の把握に努める。または気になる兆候があったときは速やかに担任又は、さわやかボランティア相談員、養護教諭等による教育相談を実施し、児童理解といじめの早期発見に努める。

また、定期アンケートをもとに、個人面談を行う。

③ お便りやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発と「いじめの相談・通報窓口」の周知

さわやか相談員やスクールカウンセラーの来校日を定期的に知らせ、児童や保護者へ相談窓口を開設する。

④ 家庭・地域・関係諸との連携

家庭との連携を密にし、早急対応に努める。また、「民生委員児童委員との懇談会」「学校評議員会」等を活用し、情報交換をするとともに取組への理解を依頼する。

⑤ いじめ問題に対する研修の充実

⑥ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

学級活動を核に全児童に対し、情報モラル教育を実施する。また、中・高学年児童、保護者を対象に外部講師を招き、「SNS安全利用教室」等を開催する。

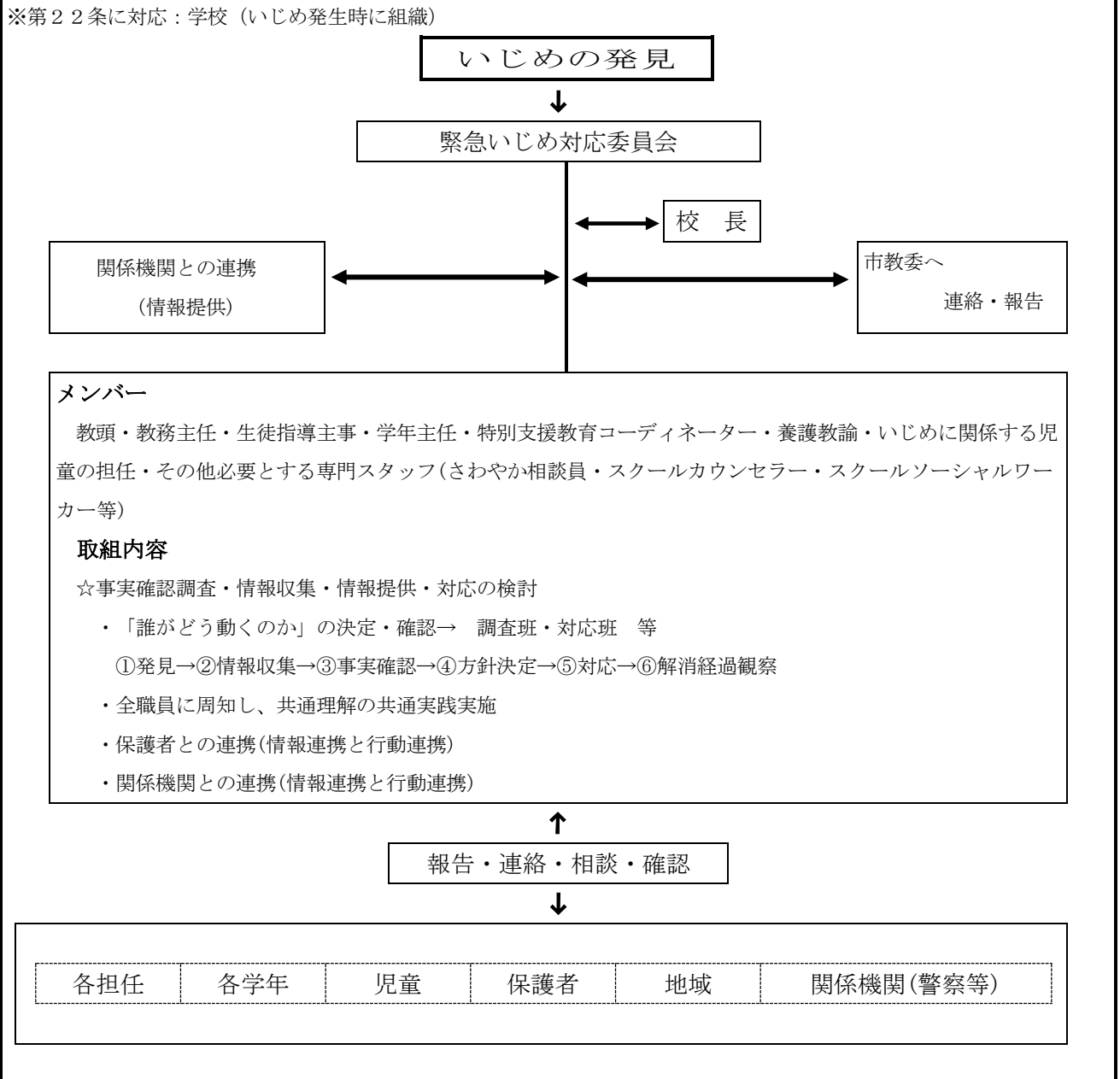
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



② いじめへの対応

アンケート、児童や保護者等からの情報提供があった場合、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、次の内容について確認するとともに複数の職員で対応する。

① いじめ対策委員会開催（指導過程、指導内容等について協議）

② 事実確認

- 被害児童からの聞き取り
- 加害児童からの聞き取り
- 聞き取りに基づいた事実確認

③ 事実確認後の対応

- 保護者への報告内容、児童への指導内容についての協議
- 被害児童保護者への報告・支援体制の連絡
- 加害児童保護者への報告・指導内容の連絡

④ 事後の指導

- 被害児童への継続的支援
- 加害児童への指導と経過観察
- 保護者との協力体制確認

⑤ いじめ発生に係る分析と防止策の検討

⑥ 教育委員会（教育センター）への報告・連絡・相談（随時）

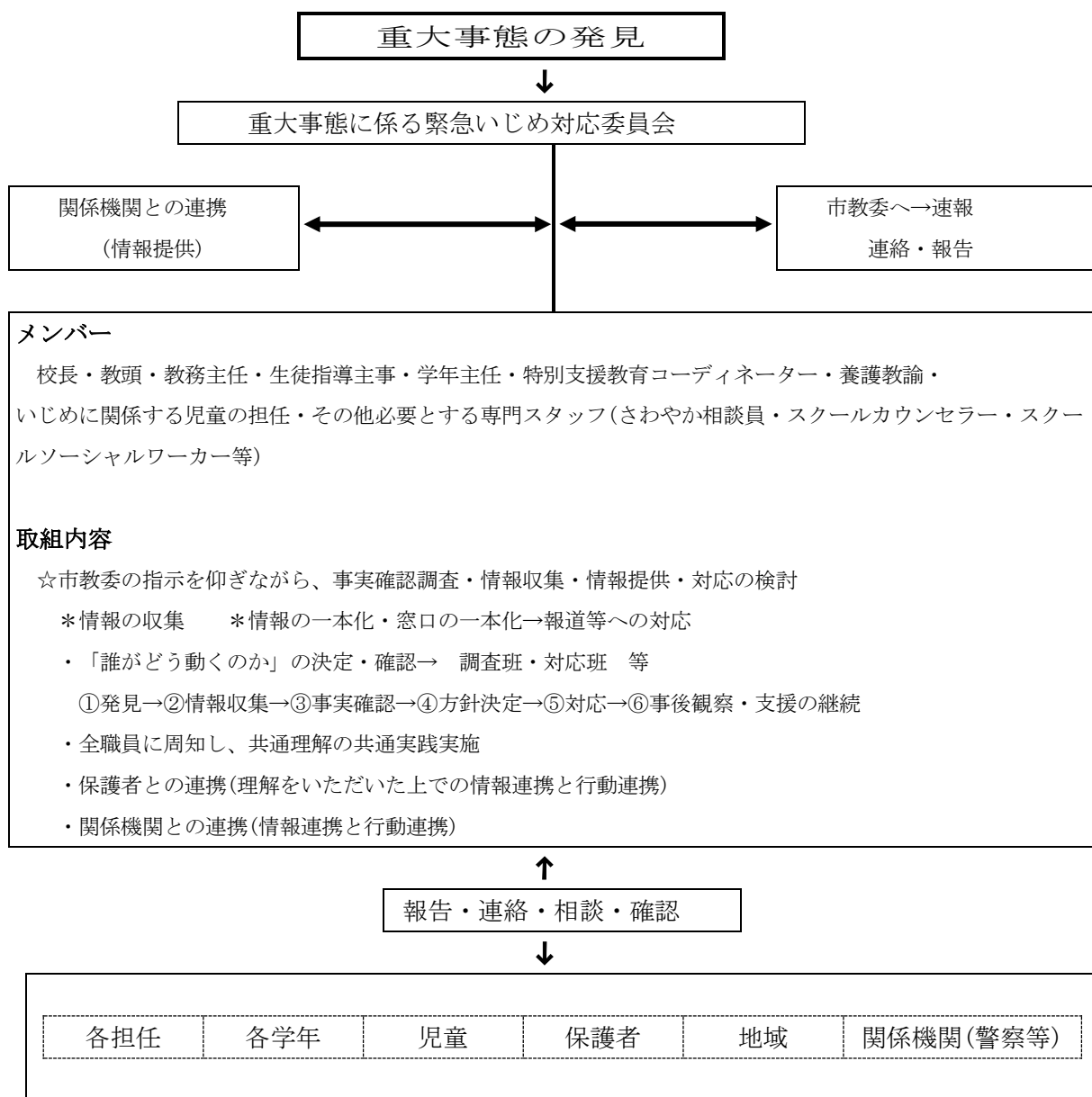
4 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、重大事態に係る緊急いじめ対応委員会を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



5 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。
- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
 - ・いじめの早期発見・対応に関する取組について

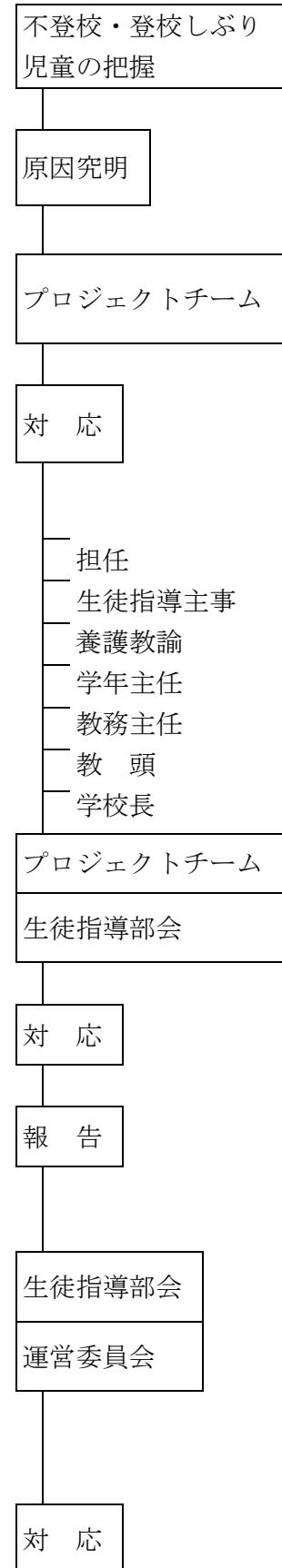
令和8年度 龍ヶ崎市立久保台小学校 いじめ防止等に係る「発達支持的生徒指導(課題未然防止教育)」年間計画

学校行事	学校としての取組	児童主体の活動		
		児童活動	委員会活動	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 1学期始業式 入学式 全国学力調査6年 学年始懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導全体研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する児童(健康面) ・配慮を要する児童(生徒指導面) ・令和7年度学校いじめ防止基本の方針についての研修 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学級目標 ○あいさつ運動 ○1年生を迎える会 ○自問清掃集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○校庭での遊び方について(体育委) ○食育に関するポスター(給食委)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 2年遠足 避難訓練 P T A 奉仕作業 6年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会① ○学校生活アンケート① ○いじめに関する道徳の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり班活動 ○クラブ活動 ◎いじめ撲滅のための学級宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ○読書イベント* (図書委) ○シャボテン入力の呼びかけ(保健委) ○先生の好きな曲(放送委) ○緑の羽根(環境委)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 3年遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートのまとめ ○いじめ・不登校対策委員会② 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり班活動 ○クラブ活動 ◎いじめ撲滅のための活動計画 	<ul style="list-style-type: none"> ◎すまいるリボンフォーラム実行委員会 ○環境集会(環境委) ○夏の元気ソング(放送委)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会③ ○学校生活アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○スマホの利用について 	<ul style="list-style-type: none"> ○読み聞かせ(図書委) ○学校図書紹介(図書委) ○ド根性ひまわり(環境委)
8月	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導全体研修会③ <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の生活の情報共有 ○いじめ・不登校対策委員会④ ○Q-U調査分析① 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練 4年遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートのまとめ ○いじめ・不登校対策委員会⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり班活動 ○情報機器の授業(スマホ) ◎活動計画振り返り(中間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○シャボテン入力の呼びかけ(保健委) ◎すまいるリボンフォーラム実行委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> 前期終業式 後期始業式 5年宿泊学習 P T A 奉仕作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会⑥ ○学校生活アンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全集会(保健委) ○食育に関するポスター(給食委)
11月	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 1年遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導全体研修会④ ○いじめ・不登校対策委員会⑦ ○生命の安全教育 ○いじめに関する道徳の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○たてわり班活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○校庭での遊び方について(体育委) ○タブレットで読書クイズ(図書委) ○持久走練習並走(体育委) ○運動会運営(体育委)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 持久走記録会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会⑧ ○非行防止教室(スマホ利用) ○学校生活アンケート④ 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり班活動 ◎いじめ撲滅のための「すまいるリボンフォーラム」 	<ul style="list-style-type: none"> ○読書ビンゴ(図書委) ○イントロイズ(放送委) ○赤い羽根募金(環境委)
1月	<ul style="list-style-type: none"> 学力診断テスト 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○たてわり班活動 ○クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○シャボテン入力の呼びかけ(保健委) ○先生献立クイズ(放送委)
2月	<ul style="list-style-type: none"> 新入生保護者説明会 学年末懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会⑩ ○Q-U調査分析② ○学校生活アンケート⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり班活動 ○クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○パワーアップ読書週間おみくじ引き(図書委) ○食育に関するポスター(給食委)
3月	<ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 卒業式 修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会⑪ ○いじめ・不登校対策委員会⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学級目標振り返り ○クリーン作戦 ○6年生をおくる会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットボトル回収(環境委) ○卒業生メッセージ(放送委) ○在校生メッセージ(放送委)

※必要に応じて、ケース会議を行う。 ※たてわり班活動は、6年生が主体となって内容を考える。

登校や登校しぶりへの対応

- 1 休みがちな児童，保健室によく来る児童，理由が不明瞭で保健室来室を望む児童を把握
(担任，学年主任，養護教諭，生徒指導主事)
- 2 児童の欠席要因，保健室来室の原因の究明に当たる。
(担任，学年主任，養護教諭，生徒指導主事)
- 3 状況について報告し，今後の対応について共通理解を図る。
(生徒指導部会，運営委員会，プロジェクトチーム，職員会議)
- 4 3での対応策に基づいて指導にあたる。
(全職員)
- 5 指導経過と成果・課題について随時報告し，
指導を継続するか対応策を変更修正するかを検討する。
(生徒指導部会，プロジェクトチーム，保護者との連携)
- 6 定期的に，生徒指導部会や運営委員会で解決策について検討し，
学級個別の問題にしない。
- 7 継続指導していく。



いじめ問題への対応

- 1 「いじめ問題」を早期発見する。
 - ・保護者からの訴え，児童からの訴え・連絡
 - ・日頃から児童の生活の実態を把握し，理解に努める。
 - ・出席状況，表情や態度，行動の変化，教師の発見など。

- 2 迅速に対応する。（担任，学年主任）
 - ①事実関係を把握し，報告する。
（生徒指導主事・教務主任・教頭→学校長）
 - ②共通理解し，今後の対応について協議する。
学年会・生徒指導部会・運営委員会
必要に応じプロジェクトチーム編成
（学校長の指導）
 - ③教育センターへの報告・相談
- 3 被害児童，加害児童への指導を図る。
状況により，学級あるいは学年，学校全体の問題として扱う。
（担任・学年主任・生徒指導主事・教務主任）

- 4 保護者への対応を図る。
（担任・学年主任・生徒指導主事・教務主任・教頭）
 - ①被害児童保護者 実状とこれまでの指導経過
今後の対応について説明し，
理解と協力を依頼する。
 - ③加害児童保護者 事情を説明し，今後の対応
について理解と協力を依頼する。

- 5 状況によっては，学校内外機関等にも説明し協力を依頼する。

- 6 随時，指導経過と実情を報告する。指導を継続する。
（担任→学年主任・生徒指導主事・教務主任→教頭・学校長）

解決を急がず，注意深い継続観察と継続支援が必要

学校内外の連携を図りつつ対応策について検討し指導にあたる必要がある。

